

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(別表) 汎用申請対象手続一覧	(別表) 汎用申請対象手続一覧
【保税関係】	
手続名称 (省略)	根拠法令等 (同左)
外国貨物運送申告（兼目録提示）（「保税運送申告」業務及び「保税運送申告（一般）」業務による処理ができない場合） 保税運送貨物の到着確認申請（「保税運送申告」業務及び「保税運送申告（一般）」業務による処理ができない場合） 保税運送貨物の到着証明提出（「保税運送申告」業務及び「保税運送申告（一般）」業務による処理ができない場合） (省略)	関法第63条第1項、第3項 関令第53条第1項 関基63-5(1) 関法第63条第5項 関法第63条第6項 関基63-14
外 國 貨 物 運 送 申 告 （兼 目 録 提 示 ） （「 保 稅 運 送 申 告 」 業 務 及 び 「 保 稅 運 送 申 告 （一 般 ）」 業 務 由 る 処 理 が 不 可 能 な 場 合 ）	外 國 貨 物 運 送 申 告 （兼 目 録 提 示 ） （貨 物 情 報 が 不 可 能 な 貨 物 ）
保 稅 運 送 貨 物 の 到 着 確 認 申 請 （「 保 稅 運 送 申 告 」 業 務 及 び 「 保 稅 運 送 申 告 （一 般 ）」 業 務 由 る 処 理 が 不 可 能 な 場 合 ）	保 稅 運 送 貨 物 の 到 着 確 認 申 請 （貨 物 情 報 が 不 可 能 な 貨 物 ）
保 稅 運 送 貨 物 の 到 着 証 明 提 出 （「 保 稅 運 送 申 告 」 業 務 及 び 「 保 稅 運 送 申 告 （一 般 ）」 業 務 由 る 処 理 が 不 可 能 な 場 合 ） (省略)	保 稅 運 送 貨 物 の 到 着 証 明 提 出 （貨 物 情 報 が 不 可 能 な 貨 物 ） (同左)